

大阪府立交野支援学校四條畷校「学校いじめ防止基本方針」

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりを大切にする教育」を一つの教育の柱として位置付けており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

准校長、教頭、首席（各学部主事）、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
当該生徒担任

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見のための情報収集
(アンケート調査の実施等)
- エ いじめの対応
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 年間計画の企画と実施
- キ 年間計画進捗のチェック
- ク 各取組の有効性の検証
- ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画 基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

- ・第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）（4月）
- ・保護者への相談窓口周知生徒への相談窓口周知、家庭訪問にて家庭状況等把握（4月）
- ・いじめに関するアンケート実施①（6月頃）
- ・第2回 いじめ対策委員会（7月）※アンケート集計、学期総括
- ・いじめに関するアンケート実施②（11月頃）
- ・第3回 いじめ対策委員会（12月）※アンケート集計、学期総括
- ・いじめに関するアンケート実施③（2月頃）
- ・第4回 いじめ対策委員会（3月）※アンケート集計、年度末総括
- ・緊急いじめ対策委員会（いじめに関する事象発生時）

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

- （1）学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- （2）学校いじめ防止基本方針が四條畷校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

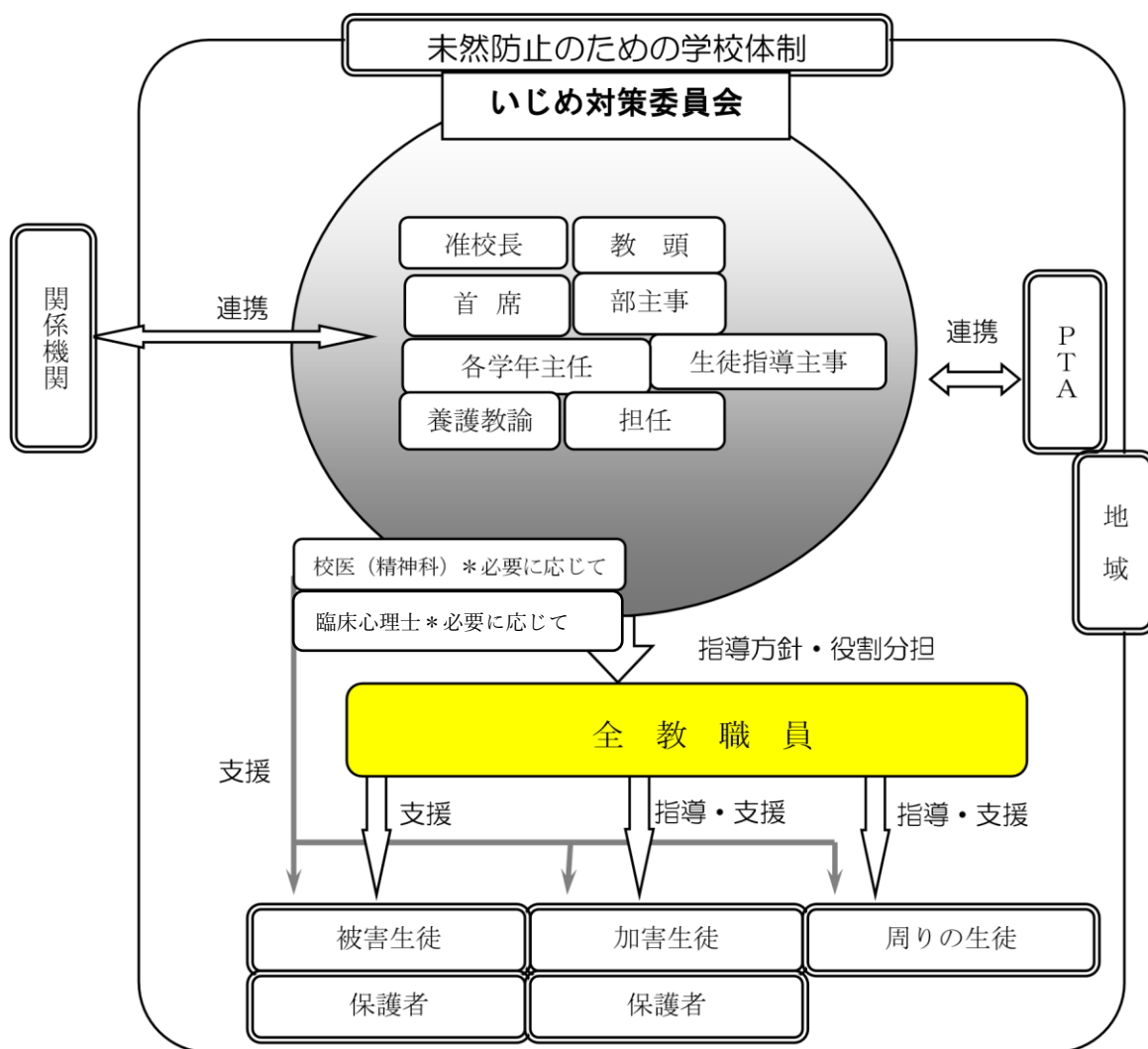
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめ防止体制)



2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して研修をおこない生徒一人ひとりの微妙な変化も見逃さないよう啓発する。生徒に対しては、困ったことがあった時はすぐに教員に相談するよう指導する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、常日頃から友だちを大切にし、仲よくすることを指導する。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくりを進めるために、正確な生徒の実態把握に努め、その実態に配慮した授業計画を作成する。
生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、一人ひとりの障がいに応じた支援を大切にする。いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に対しては、各部主事・学年主任を中心にして常に注意をはらうようにする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、一人ひとりが役割を持ち、その役割を遂行できるよう支援する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを年に2回実施する。
- (2) 保護者や関係機関（放課後等デイサービス等）と連携して生徒を見守るために、毎日の連絡帳等を通じた情報交換を大切にする。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、普段から担任を中心とした生徒への言葉かけを大切にする。
- (4) 年度当初に書面により、相談体制を広く周知する。

いじめ対策委員会の実施により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては「個別の教育支援計画」等の扱いと同様に厳重にする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ重大事態

いじめにより、生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合や相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安）学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ重大事態と捉える。重大事態が発生した場合は、准校長は直ちに学校の設置者（大阪府教育庁）に報告する。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

3 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が大阪府教育庁に報告し相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保できるよう、いじめを受けた生徒に寄り添える体制をつくる。その際、いじめを受けた生徒にとって信頼で

きる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、関係機関と連携して対応を行う。

5 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめを行った生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて関係機関と協力連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さな

い」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進める。

まず、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのために、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題としてつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。

体育祭や学習発表会、校外学習、泊を伴う行事等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

8 いじめの解消の見極めと支援の継続の必要性

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかは面談等により確認する。

ただし、長期の期間が必要であると判断される場合や行為が止んでいない場合は、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定して実行する。

第5章 その他

本校に通学する生徒の障がいの実態は様々であるので、その実態に最大限配慮した対応を心がけることを教職員に徹底する。

施行：平成 27 年 4 月 1 日

第一回改訂：平成 29 年 5 月 12 日

第二回改訂：令和 2 年 10 月 21 日

第三回改訂：令和 6 年 7 月 17 日